

廃石綿等・石綿含有廃棄物処理委託，特別管理産業廃棄物管理責任者

項目	チェック項目	記入欄	確
物処理計画	共 <input type="checkbox"/> 排出事業者 ^{※1} による廃棄物の処理計画の作成		
	*以下の項目等を処理計画に定めるよう努める		
	・廃棄物の種類，発生量及び処理量		
	・廃棄物の処理経路【石綿処理マ】		
	・廃棄物の事業場内保管，収集・運搬，中間処理，最終処分の方法		
	・産業廃棄物収集運搬業者，中間処理業者，最終処分業者の委託の内容，許可の内容		
綿等の委託	A B <input type="checkbox"/> 廃石綿等の特別管理産業廃棄物 ^{※2} 収集運搬業者への委託【廃掃法12の2.3】		
	A B <input type="checkbox"/> 廃石綿等の特別管理産業廃棄物処分業者への委託【廃掃法12の2.3】		
	○ 廃石綿等の収集・運搬を，「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の許可業者に，処分を「特別管理産業廃棄物処分業」の許可業者に委託したか【廃掃令6の6】		
	A B <input type="checkbox"/> 廃石綿等 ^{※3} の運搬，処分の委託基準【廃掃法12の2.4，廃掃令6の6】		
	○ 廃石綿等の種類，数量，性状，荷姿，取扱注意事項を文書で通知したか		
	○ 【廃掃令6の2.3】に示す事項等を含む委託契約書により委託したか		
含有産業物の処理	C <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物収集運搬業者への委託【廃掃法12.3】		
	C <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物処分業者への委託【廃掃法12.3】		
	○ 石綿含有産業廃棄物の収集・運搬を，「産業廃棄物収集運搬業」の許可業者に，処分を「産業廃棄物処分業」の許可業者に委託したか【廃掃令6の2】		
	C <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 ^{※4} の運搬，処分の委託基準【廃掃法12.4，廃掃令6の2】		
	○ 【廃掃令6の2.3】に示す事項等を含む委託契約書により委託したか		
	A B <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物管理責任者の配置【廃掃法12の2.6】		
者の配置	○ 石綿含有建材の除去作業で廃石綿等の生じる事業場毎に配置したか		
	*特別管理産業廃棄物管理責任者の届出を条例等で定める都道府県あり		
	○ 特管産廃管理責任者の資格要件 ^{※5} を満たしているものを配置したか		
	A B <input type="checkbox"/> 排出事業者は帳簿を備え，廃石綿等の処理について記載【廃掃法12.11】		
の備付け 処理の場合)	* 運搬・運搬の委託，処分・処分の委託について記載する【廃掃則8の5】		
	* 帳簿は事業場ごとに作成し，1年ごとに閉鎖，閉鎖後5年間保存する		

排出事業者：石綿含有廃棄物等を排出する事業者をいい，建築物や工作物の工事等では，原則として元請業者が該当する

1 石綿含有廃棄物等：廃石綿等及び石綿含有廃棄物（石綿含有一般廃棄物【廃掃則1の3の3】及び石綿含有産業廃棄物をいう）

特別管理産業廃棄物：産業廃棄物のうち，爆発性，毒性，感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして【廃掃令2の4】で定めるもの【廃掃法2.5】

廃石綿等【廃掃令2の4.5へ，廃掃則1の2.7】：

- ①建築物又は工作物（建築物等）に用いられた石綿含有吹付材から，石綿建材除去事業により除去された当該石綿，
- ②建築物等に用いられた石綿を含む材料から，石綿建材除去事業により除去された以下のもの（1）保温材（石綿保温材，けいそう土保温材，パーライト保温材，けい酸カルシウム保温材），（2）断熱材，（3）耐火被覆材
- ③石綿含有建材除去作業に用いられ，廃棄された用具又は器具で，石綿が付着している恐れのあるもの（プラスチックシート，防じんマスク，HEPAフィルタ等各種フィルタ，保護衣，作業衣，靴カバー，掃除用スポンジ等）

石綿含有産業廃棄物：工作物（建築物を含む）の新築，改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって，石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）【廃掃則7の2の3】

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件：【廃掃則8の17】